

2025年1月30日

各位

会社名 株式会社 K A D O K A W A
代表者名 取締役 代表執行役社長 CEO 夏野 剛
(コード番号: 9468 東証プライム)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション局長 大上 智之
(TEL. 03-5216-8212)

事後交付型リストラクテッド・ストック・ユニット (RSU) 付与制度としての 自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の海外子会社の役員及び従業員に対する事後交付型リストラクテッド・ストック・ユニット付与制度（以下「本制度」といいます。）としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年2月28日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 30,500株
(3) 処分価額	1株につき 3,260円
(4) 処分価額の総額	99,430,000円
(5) 割当予定先	当社の海外子会社の役員及び従業員 5名 30,500株
(6) その他	本自己株式処分については、米国およびマレーシアにある当社子会社の役員及び従業員 5名を対象とした海外募集となり、かつ、処分価額の総額が1億円未満のため、金融商品取引法に基づく提出書類はございません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年12月16日付の取締役会において、当社の海外子会社の役員及び従業員のうち当社の定める基準を満たすもの（以下「海外対象者」といいます。）に対して、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」と総称します。）の中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を交付する本制度の導入を決議しております。本制度の概要は、以下のとおりです。

3. 本制度の概要

(1) 本制度の仕組み

当社が、海外対象者に対し、当社株式の交付を受けることができる権利（以下「RSU」といいます。）を付与し、当社取締役会が定める3年の役務提供期間（以下「役務提供期間」といいます。）にわたって海外対象者が当社グループの役員又は従業員の地位を有していることを条件として、事前に定める数の当社株式を各役務提供期間終了後に交付するものです。

当社は、本制度に基づくRSUの付与時において、本制度の目的、海外対象者の役位その他諸般の事由に基づき、各海外対象者に交付する当社株式の数（以下「基準交付株式数」といいます。）を決定いたします。

当社は、役務提供期間終了後、新株発行又は自己株式の処分を決定する取締役会の決議（以下「交付取締役会決議」といいます。）を開催します。当社は、交付取締役会決議に基づき、基準交付株式数に役務提供期間中の在任期間比率を乗じて算定される最終交付株式数（以下「最終交付株式数」といいます。）の当社株式につき、当社又は当社海外子会社から支給された金銭債権（以下「本金銭債

権」といいます。)の全部を現物出資させることにより、新株発行又は自己株式の処分により交付します。

(2) 海外対象者が死亡により退任した場合等

海外対象者が死亡その他当社取締役会の正当と認める理由により退任した場合、当社についての一定の組織再編等が当社の株主総会等にて承認された場合等には、海外対象者又は当社取締役会により別途定める海外対象者の権利承継者に対して、最終交付株式数の株式に代わり、最終交付株式数に当該事由の発生日における当社株式時価を乗じて得られた金額の金銭を支給することができるものといたします。

(3) 本制度に基づく報酬等を受ける権利の喪失事由

海外対象者は、取締役会において定める一定の非違行為、取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、RSUを喪失することといたします。

(4) 株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付又は金銭の支給までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。以下同じ。)によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整します。

本自己株式処分は、2021年12月16日に本制度に基づき海外対象者に付与したRSU(以下「本RSU」といいます。)に従い、海外対象者に支給された金銭債権の現物出資と引換えに、本日開催の当社取締役会の決議に基づき、本RSUに係る最終交付株式数の当社株式を交付するものです。

なお、本自己株式処分により交付される当社の普通株式には、譲渡制限その他の負担・制限はありません。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分の処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日である2025年1月29日の終値3,260円といたしました。本自己株式処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利なものとはいえ、合理的と考えております。

以上